

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年11月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	登米市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/koseki/mainannba.html

執行機関名 登米市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年登米市条例第121号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3の項 登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年登米市条例第121号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)第1条	登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年条例第121号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする	第1条 この条例は、心身障害者に対する医療機会の確保と心身障害者の経済的負担の軽減を図るため、 <u>心身障害者</u> に対し医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年条例第121号) 登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年規則89号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例第10条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	心身障害者の医療費の一部助成に係る受給資格の登録の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税に関する情報</u>	当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		